平成２６年度第２回大阪府立学校結核対策審議会

日　　時：平成２６年１１月２０日（木） １４：００～１６：００

場　　所：府庁新別館北館１階　防災活動スペース兼会議室１

出席状況：６名（西上会長、高鳥毛委員、荘田委員、武本委員、松本委員、大賀委員）

事務局　　大阪府教育委員会教育振興室保健体育課　首席指導主事　酒井

保健総括主査　澤田

指導主事　本田

１　開会

２　挨拶　　　　大阪府教育委員会教育振興室保健体育課　首席指導主事

報告事項の前に、第１回審議会の会議の成立について事務局から説明。

・会規則において、「審議会は、委員の過半数が出席しなければならない」と規定されている。日程調整により５人の出席にて開催を決定。急遽当日に、１名の委員から欠席の連絡があり、委任状を提出いただき、第1回審議会の開催及び議事は成立している。

・今後の改善点として、今後、欠席される委員全てに対し委任状の提出をお願いする。

３　報告事項

１　平成２６年度府内公立学校での結核検診実施状況（小・中学生）について

【事務局より説明】

　　　　市町村教育委員会に市町村立学校小中学生の7月31日現在の状況調査を行った。調査結果から、下記について事務局が説明。

・定期健康診断における患者発見は無いこと

　　　・精密検査要検討者数、受検者数、受検率

　　　・精検受検項目内「その他」は全て「診察」であり、「QFT」を実施している市町村はなかった。

　　委員A：精検要検討者数について市町村によって差があるが、その原因は。

　事務局：前審議会において、委員からご意見があり確認。市独自の規定は特になく、文部科学省冊子「学校における結核対策マニュアル」に基づいて行っていると聞いている。

　　委員A：問診票では、症状、家族の既往歴、高まん延国居住歴など項目が固定されており変わらないものである。精検要検討者数が多くなっている原因として、その時期に咳が流行っていて問診で対象となったのか、別の項目でひっかかっているのかチェックをしておくなど季節的なものや風土的なものがあるのかを考えて検診を行う必要があるのではないかと考える。

委員B：精検要検討者数のうち精検受検者の人数に差があることについて、事務局から説明があった。指導をしていても、他府県に転校や転居した等の数は引いた上で、残っている数については、各校で引き続き指導いただいているということである。

事務局：この数値自体は７月末のものであるので、夏期休業中に受検している者もおり、調査時の数値はより減少していると思われる。

　　委員C：いくつか質問がある。

１点目は、精検受検率について平成２５年度から２６年度にかけて小中学校ともに増加している理由について教えてほしい。

２点目は、高まん延国居住歴該当の児童生徒数が、昨年度と比較して増加しているのか教えてほしい。ヨーロッパでは結核患者の半分が高まん延国出身　者という国がいくつもある。２０歳代であれば高まん延国からの出身者が結核患者の

４０％を占めている。今後、日本は低まん延国になっていくと思われるが、将来的には、そのあたりが一番大きな問題となるのではないかと思っており、高まん延国出身者が小中学校において、どのくらい増加しているのか観ておいた方が良いのと考える。

３点目は、精検受検者の中、ツ反をしている児童生徒が１人もいない理由について教えてほしい。その他、府の公立学校で診察された先生が、IGRA検査を実施したいと言われた時には実施できるものなのか教えてほしい。

事務局：府立学校については、IGRA検査は公費対応としていない。府立学校以外は、市町村教育委員会となるので、市町村の状況は分からない。

　　委員C：ツ反の公費対応についてはいかがか。

　　事務局：府立学校の精密検査においては、X線直接撮影、喀痰検査、診察は公費対応している。市町村の状況については、分からない。

　　委員B：今回は、ツ反実施者は１人もいなかったが、必要となった場合には、継続して実施することができるのか。

　　委員A：小学校１年生を対象に実施している市もある。

委員C：感染しているかどうかを診断するためには、ツ反やIGRA検査をするということは一般的な考え方である。中学生以上であればIGRA検査だけで十分であるし、小学生もツ反からIGRA検査に移行しているところであるが、ツ反が全く役に立たないわけではない。小学生ぐらいであれば実施してもいいのではないかと思う。高まん延国居住歴者の率の増減についてはいかがか。

　事務局：小中学生ともに、増加している。

委員C：発病を診断するには胸部レントゲンを撮影することは大事であるが、将来的に発病していくことを考えれば感染診断の方が、意味があるのかもしれない。評価として、結核高まん延国居住歴該当者数が増えていっているということをみていくと役に立つのではないかと思う。

委員B：昨年度と比較して、小中学生ともに高まん延国居住歴該当者が増えている。今後も増加していく可能性があり、事務局において注視いただきたい。

報告事項２　平成２６年度府内公立学校での結核発生状況について

「府立学校児童生徒の発生状況」、

「市町村立学校における児童生徒の結核発生状況」について事務局から説明。

委員D：事案２の生徒は、もともと予防投薬だけで抑えられる感染者ではなく発病者

だった可能性がある。学校や家庭の支援が必要であったケースであったのかもし

れないが、適切に服薬していたのか知りたい。

　　委員C：１点目は、すでに発病していたが、潜在性結核感染症と診断してしまい単剤で治

　　　　　　療してしまった。あるいは本人が適切に服薬していなかったのか。本人がきちん

　　　　　　とDOTSに入っていたのかどうか、本人の服薬確認がどの程度できていたのかど

うか確認する必要がある。

２点目は、潜在性結核感染症で適切に服薬をしていても、発病する人はある一定の割合で存在する。その点について本人、保護者にきちんと指導し、本人や保護者が知った上で、有症状がでてから、どれだけ発見の遅れを少なくするかということが非常に大事になってくる。潜在性結核感染症の治療を行っていてもいなくても、おそらくIGRA検査が陽性となっていると思う。こういう症状が出たときは結核を発病している可能性が高いので早期発見につながるように、本人に対する指導が非常に大事である。

　　委員D：本事案は保健所に確認した方が良いケースかと思う。

　　委員C：発病したら、他の生徒に感染させる可能性があるので保健所から学校には連絡す

　　　　　　るが、潜在性結核感染症だけであれば、学校に連絡することはないかと思われる。

　　委員B：学校で感染拡大を防ぐ対策は取組みにくい状況である。

　　委員C：潜在性結核感染症そのものは他の人に感染させる可能性はないため、学校では広

　　　　　　げることはないが、適切に服薬していないと、発病して感染が広がる可能性があ

る。本当は学校も知っておいた方がいいのかもしれないが、個人情報との兼ね合

いもあり、知らせなければならないとの明確な理由がない。発病していれば周囲

に感染させる可能性があるので知らせるが、潜在性結核感染症の場合は人に感染

させることはないため、迷うところではあるが、今のところ知らせている自治体

はほとんどないと思う。

　　委員C：事案２の生徒は発病したため、今後は、学校において服薬支援や復学したときの

フォローなど、色々な配慮が必要になってくるかと思う。潜在性結核感染症の方

は、適切に服薬せず発病する場合が多く、発病も治療も同じで適切な服薬をしな

いと悪化したり再発したりするので、学校でも配慮していただけたらと思う。

委員A：学校保健安全法の結核対策に関しては、保健所は学校と連携することがキーポイントとなっている。何らかの課題があった際、家族内の発病があった場合や問診票の家族内既往歴がある場合に準じて、生徒から学校に連絡してもらうなど組織化し何らかの対策を立てたほうがよい。

　　事務局：発病すれば情報収集のために本課から学校や保健所、もしくは健康医療行政に連

　　　　　　連絡をとるが、個人情報の関係で情報をつかむことはなかなか難しい。我々に

　　　　　　入ってくる情報は、保健所から学校に連絡があったというところしか入ってこな

　　　　　　いので、委員がお話いただいたことがうまく回ればいいが、現実的には個人情報

の部分で教えていただけないのが事実である。

　　委員C：事案３については、潜在性結核患者であるが、学校は把握しているのか。

　　事務局：学校からの報告であり、把握している。

　　委員C：今後、参考となる事項に、ツ反の記録やIGRA検査の結果について、わかる場合

　　　　　　で結構なので入れていただきたい。結核菌が全くでていないのに結核と診断され

ているAについては、根拠の一つに、IGRA検査が陽性に出たということがある

のではないかと思う。大阪市は、毎月のように解析評価検討会を行っており、若

年者の結核の診断の根拠をチェックしている。QFT、Tスポット、IGRA検査が

陽性で診断の助けになったという事例が増えており、本事案も同様に診断された

かと思われる。このようなことが、増えてくれば、小中学校の精密検査において、

QFT、Tスポット、IGRA検査を実施しなければならないとの声もあがってくる

かもしれない。

　　委員D：先ほど議論した事案２の生徒については、教育委員会から保健所に情報をいただ

きたいとも話ができず、保健所も個人情報を出せるわけでもない。行政的に難し

いが、本会に、結核対策に責任のある行政健康医療部の方が委員となっていただ

いているため、府健康医療部から、このケースの保健所の対応について確認して

もらいたい。

４「その他」

委員A：冒頭で事務局から説明があった件に関して、会規則に欠席委員に対しての委任状

　　　　の提出について記載されていない。本会則以外に、附則として示されているのか

どうか伺いたい。

　　事務局：特に示してはいない。今回、急遽の欠席であり、このような対応をした。今後、設置についての細則を検討させていただく。その際、色々ご意見を頂戴したい。

委員A：開催日数が多くて委員が集まるのが困難であるなら、有効な時期に開催するなど、

多くの先生方がきちんと意見できるように開催回数の見直しも必要。大事なこと

は結核対策が適切にできるということである。多くの専門家が委員であるので、

そのような機会を大切にしていただきたい。

委員B：開催回数や日時についても、ご多用の中での集まりになるので、今後検討いただ

　　　　き改善してほしい。できるだけ多くの委員が参加できる日程にする努力が必要か

と思うので、事務局で検討をお願いしたい。

○第３回の結核対策審議会の予定について

事務局：第３回の審議会については、例年どおり、市町村教育委員会を含めた情報共有の

場としたいが、委員の皆様いかがか。

委員：異議なし。

５　閉会